

※表面に『駐車場』の概要があります

※裏面に『駐輪場』の概要があります

『旭川市駐輪場の設置等に関する条例』



～設置義務の適用は平成22年10月1日以降の工事着手から～

指定区域内において、一定規模以上の施設を新築または増築する場合、駐輪場（自転車用）の設置義務が生じます。

□対象施設など

適用地区	指定区域（駐車場整備地区に同じ）		
対象となる施設	小売店舗等：店舗等面積＞2,000㎡ 遊技場等：店舗等面積＞1,200㎡ 事務所：店舗等面積＞4,800㎡		
駐輪場の規模	小売店舗等	遊技場等	事務所
	店舗等面積100㎡ごとに1台	店舗等面積60㎡ごとに1台	店舗等面積240㎡ごとに1台
混合用途施設の場合の駐輪場の規模	上記、施設の用途が2以上の用途の場合、用途ごとに算定した駐輪場の規模の合計が20台以上である場合に設置義務あり。		
駐輪場の設置場所	当該施設若しくはその敷地内または当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50m以内にある場所		

※店舗等面積

- 小売店舗等：売場（飲食及び物品の賃貸を行う部分を含む）、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場（加工及び修理に係る物品の引受け・引渡しを行う部分に限る）その他これらに類する部分
- 遊技場等：遊技室、景品交換所（景品の引渡しを行う部分に限る）、待合所その他これらに類する部分
- 事務所：事務室その他これに類する部分（小売店舗等及び遊技場等の事務室を除く）

□技術的基準

- 自転車1台当たり、幅：0.6m以上、長さ：1.9m以上の規模が必要です。
- ラック等の特殊装置を用いる場合、上記の規定は適用されません。
- 駐輪場の位置・利用方法を表示し、利用者の利便に配慮しなければなりません。

□届出

条例の対象となる場合、施設を設置しようとする方は、あらかじめ届出書の提出（届け出た事項を変更する場合も同様）が必要です。

また、施設の構造や敷地の状態もしくはその施設の敷地が接する道路の交通規制の状況等から、市長がやむを得ないと認めた場合に限り、駐輪場の規模を減らしたり、又は設置を要しないとすることができる場合があります。

□その他

条例の規定に違反した場合、違反を是正するための措置を命じることがあります。

また、措置命令に従わなかったり、立入検査の妨害・拒否や届出をしなかった場合、罰金が科せられることがあります。

★施設を設置される方、所有している方、管理している方へ

条例の対象とならない施設であっても、自転車の利用者がある場合、施設を利用する方、従業者の方のために駐輪場を設置する等駐輪環境の改善を図るよう努めなければならないこととなっています。

条例の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

●お問い合わせ●

旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階
都市建築部都市計画課 TEL 0166-25-9704（直通）

駐車場・駐輪場に関する条例について



『旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例』

駐車場整備地区等において、一定規模以上の建築物を新築・増築または用途変更する場合、駐車施設（一般自動車と荷さばき車両）の附置義務が生じます。

□設置基準

適用地区	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域	
対象となる建築物	（特定用途の床面積＋非特定用途の床面積×3/4）※1＞1,500㎡	
駐車施設の規模	特定用途	非特定用途
	床面積150㎡ごとに1台	床面積450㎡ごとに1台
※床面積6,000㎡未満の場合は緩和措置あり。		
荷さばきのための駐車施設の規模	特定用途で床面積が2,000㎡以上の建築物で、敷地面積が1,000㎡以上の場合は、規模に応じて荷物の積み卸しのスペースの附置義務あり。（百貨店等3,000㎡、事務所5,000㎡、倉庫1,500㎡、その他4,000㎡ごとに1台）	
駐車場の設置場所	当該建築物または当該建築物の敷地内	

※特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

※非特定用途：特定用途以外の用途の建築物

※床面積6,000㎡未満の場合の緩和措置の計算式（緩和係数という。）

$$\text{○駐車施設の計算式} \quad 1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{延べ面積}}{4 \times \text{「※1の合計面積」} - \text{延べ面積}}$$

$$\text{○荷さばきのための駐車施設の計算式} \quad 1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$$

□技術的基準

- 駐車台数1台につき、幅2.30m以上、奥行5.00m以上が必要です。
- 幅5.50m以上（一方通行の場合3.50m以上）の車路により、幅員6.0m以上の道路に通じていなければなりません。
- 駐車台数のうち少なくとも1台は、車いす利用者のための駐車施設でなければなりません。（幅3.50m以上、奥行5.00m以上が必要です。）
- 荷さばき用の駐車施設は、幅3.00m以上、奥行7.70m以上が必要です。
- 駐車の用に供する部分を1台ごとに明示しなければなりません。
- その他、駐車場法の規定を遵守しなければなりません。

□届出

条例の対象となる場合、駐車施設を設置すべき方は、あらかじめ届出書の提出（届け出た事項を変更する場合も同様）が必要です。

また、駐車施設を設置する場合で、建築物の構造や敷地の状態により、その敷地内に駐車施設を設置できない場合、市長の承認を受けて敷地以外に設置できる場合があります。

□その他

条例の規定に違反した場合、違反を是正するための措置を命じることがあります。

また、措置命令に従わなかったり、立入検査の妨害・拒否や届出をしなかった場合、罰金が科せられることがあります。

駐車場を附置する場合の計算例

店舗面積	2,000㎡ (特定用途)
事務所	500㎡ (特定用途)
共同住宅	3,000㎡ (非特定用途)
延べ面積 (合計)	5,500㎡
敷地面積	2,000㎡

↓この場合にはこうなります

<駐車施設の附置義務>

$$2,000\text{㎡} + 500\text{㎡} + 3,000\text{㎡} \times 3/4 = 4,750\text{㎡} > 1,500\text{㎡} \rightarrow \text{附置義務あり}$$

特定用途	150㎡当たり1台
非特定用途	450㎡当たり1台

$$(2,000\text{㎡} + 500\text{㎡}) \div 150 + 3,000\text{㎡} \div 450 = 23.33\text{台}$$

※延べ面積 5,500㎡ < 6,000㎡ → 緩和措置あり

$$1 - \frac{6,000\text{㎡} - 5,500\text{㎡}}{4 \times 4,750\text{㎡} - 5,500\text{㎡}} = 0.963 \text{ (緩和係数)}$$

よって附置義務台数は
23.33台 × 0.963 = 22.47 ≒ 23台以上 (切り上げ)

<荷さばき用駐車施設の附置義務>

特定用途の面積	2,000㎡ + 500㎡ = 2,500㎡ > 2,000㎡
敷地面積	2,000㎡ > 1,000㎡ → 附置義務あり

特定用途 (百貨店その他店舗)	3,000㎡当たり1台
特定用途 (事務所)	5,000㎡当たり1台

$$2,000\text{㎡} \div 3,000\text{㎡} + 500\text{㎡} \div 5,000\text{㎡} = 0.767\text{台}$$

※延べ面積 5,500㎡ < 6,000㎡ → 緩和措置あり

$$1 - \frac{6,000\text{㎡} - 5,500\text{㎡}}{2 \times 5,500\text{㎡}} = 0.955 \text{ (緩和係数)}$$

よって附置義務台数は
0.767台 × 0.955 = 0.732 ≒ 1台以上 (切り上げ)

適用となる区域

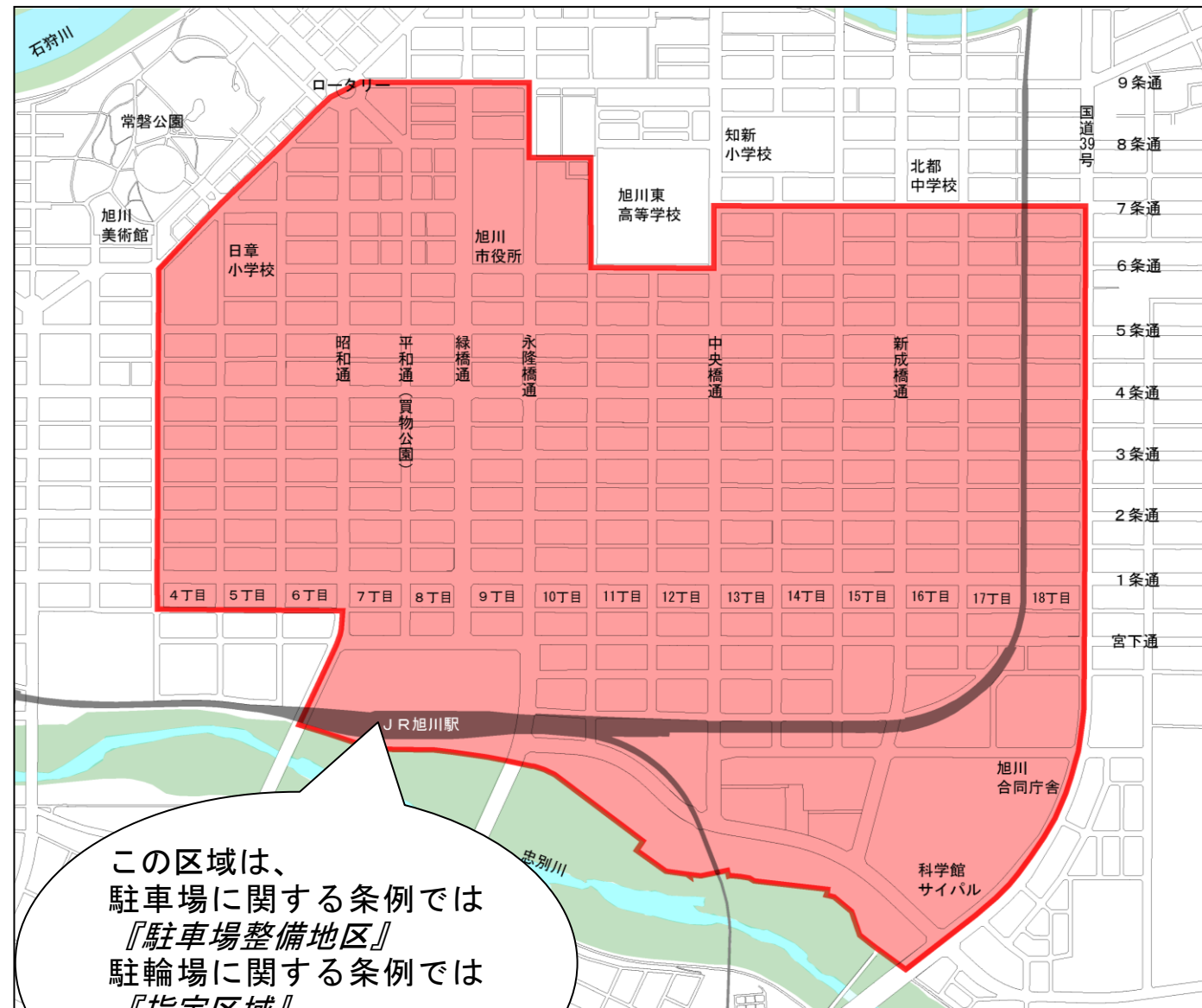
★駐車場

- ・ 下図の区域 (駐車場整備地区)
- ・ 商業地域
- ・ 近隣商業地域

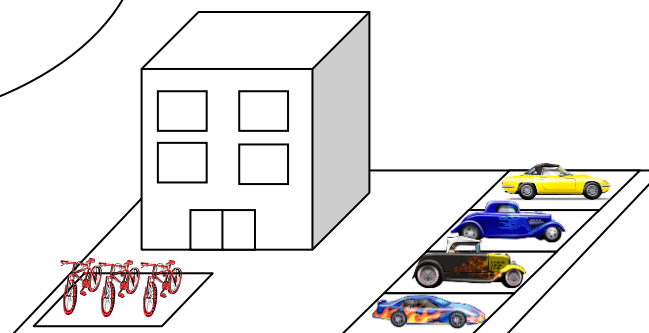
の中で、**建築物の新築、増築または用途変更をする場合**、附置義務の対象となります。

★駐輪場

- ・ 下図の区域 (指定区域)の中で、**施設の新築または増築をする場合**、設置義務の対象となります。



この区域は、
駐車場に関する条例では『**駐車場整備地区**』
駐輪場に関する条例では『**指定区域**』
のことをいいます。



条例の対象となる場合、建築物・施設の敷地内等に駐車場と駐輪場を確保することが必要となります。

駐輪場を設置する場合の計算例

小売店舗等	100㎡当たり1台
遊技場等	60㎡当たり1台

◎施設の用途が1種類の場合

◆延べ面積 5,000㎡のうち 3,350㎡が店舗面積となるスーパーを新築する場合

↓この場合にはこうなります

$$3,350\text{㎡} > 2,000\text{㎡} \rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$3,350\text{㎡} \div 100 = 33.5\text{台} \approx 33\text{台 (切り捨て)}$$

設置義務台数は **33台以上** となります。

◆延べ面積 5,000㎡のうち 3,350㎡が店舗面積となるパチンコ屋を新築する場合

↓この場合にはこうなります

$$3,350\text{㎡} > 1,200\text{㎡} \rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$3,350\text{㎡} \div 60 = 55.83\text{台} \approx 55\text{台 (切り捨て)}$$

設置義務台数は **55台以上** となります。

◎施設の用途が2種類の場合

◆延べ面積 3,000㎡のうち 1,500㎡が店舗面積となるスーパーと 600㎡が店舗面積となるパチンコ屋を1つの施設として新築する場合

↓この場合にはこうなります

$$1,500\text{㎡} \div 100 + 600\text{㎡} \div 60 = 25\text{台} \geq 20\text{台}$$

設置義務台数は **25台以上** となります。

◎条例適用前に設置された施設を増築する場合

◆条例の適用前に 2,200㎡ (延べ面積 3,000㎡) であったスーパーを条例の適用後 3,000㎡ (延べ面積 4,000㎡) に増築する場合

↓この場合にはこうなります

$$3,000\text{㎡} > 2,000\text{㎡} \rightarrow \text{設置義務あり}$$

$$(3,000\text{㎡} - 2,200\text{㎡}) \div 100 = 8\text{台}$$

設置義務台数は **8台以上** となります。

◎条例適用後に設置された施設を増築する場合

◆条例の適用後に 2,200㎡ (延べ面積 3,000㎡) のスーパー新築し、さらに 3,000㎡ (延べ面積 4,000㎡) に増築する場合

↓この場合にはこうなります

- (1)新築時
2,200㎡ > 2,000㎡ → 設置義務あり
2,200㎡ ÷ 100 = 22台
新築時の設置義務台数は **22台以上** となります。
- (2)増築時
3,000㎡ ÷ 100 = 30台
30台 - 22台 (新築時設置分控除) = 8台
増築時の設置義務台数は **8台以上** となります。

